

# 吹田市

# バリアフリー基本構想

岸部地区、北千里地区、万博公園周辺地区



平成20年(2008年)3月



大阪府吹田市

## バリアフリー新法

一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称:バリアフリー新法)が策定されました。(平成18年6月21日公布、12月20日施行)この法律の内容は以下のとおりです。

### 1. 法律の趣旨

高齢者、障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者)、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。また、バリアフリー化のためのソフト施策も充実します。

### 2. 法律のしくみ

#### ① バリアフリー化のために施設設置管理者などが講ずべき措置

公共交通機関(駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両)、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定められた「バリアフリー化基準(移動等円滑化基準)」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設などについて、基準適合するように努力義務が課されます。



#### ② 重点整備地区におけるバリアフリー化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

##### ア. 市町村による基本構想の作成

市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区(「重点整備地区」)において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業などを内容とする「基本構想」を作成することができます。

##### イ. 基本構想に基づく事業の実施

関係する事業者・建築主などの施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、事業を実施します。



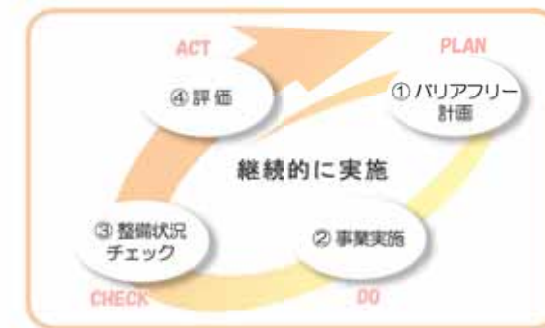
#### ③ 「スパイラルアップ」と「心のバリアフリー」の促進

##### ア. 「スパイラルアップ」の導入

具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者、障害者など当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講ずることによって、段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」を国(地方公共団体)や国民の責務としました。

##### イ. 「心のバリアフリー」の促進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力を求める「心のバリアフリー」を国(地方公共団体)や国民の責務としました。



▲スパイラルアップのイメージ